

地方独立行政法人佐世保市総合医療センター 役員報酬等規程の一部改正について

■ 改正の概要

組織の体制の見直しに伴い専務理事を廃止し、専任の副理事長としたため。

改正前	改正後
<p>(役員の報酬)</p> <p>第2条 役員の報酬は、常勤の役員については給料及び賞与とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。</p> <p>2 地方独立行政法人佐世保市総合医療センター職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）が常勤の役員を兼ねる場合の役員報酬は、職員給与規程の定めるところにより支給される給与とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、理事長が病院長を、<u>副理事長が専務理事を兼ねる場合は</u>、第1項に規定する常勤の役員の報酬を支給する。</p>	<p>(役員の報酬)</p> <p>第2条 役員の報酬は、常勤の役員については給料及び賞与とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。</p> <p>2 地方独立行政法人佐世保市総合医療センター職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）が常勤の役員を兼ねる場合の役員報酬は、職員給与規程の定めるところにより支給される給与とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、理事長が病院長を兼ねる場合は、第1項に規定する常勤の役員の報酬を支給する。</p>

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。